

三島由紀夫手紙事件

東高120523
東地111018

(60条)



著作者人格権、公表権

生前の三島由紀夫が福島次郎に宛てた手紙を、実名小説「三島由紀夫 -- 剣と寒紅」で公開した

私信が著作権法上の著作物と判断された



一重寒紅
ひとえかんこう

本件各手紙が、もともと私信であって公表を予期しないで書かれたものであることに照らせば（例えば、本件手紙には、「貴兄が小生から、かういふ警告を受けたといふことは極秘にして下さい。」との記載がある。右のような記載は、少なくとも書かれた当時は公表を予期しない私信であるからこそ書かれたことが明らかである。）、控訴人ら主張に係るその余の事情を考慮しても、本件各手紙の公表が意を害しないものと認めることはできない。



文芸春秋